

## 深川地区消防組合 NET119 緊急通報システム登録規約

深川地区消防組合（以下「消防組合」という。）が提供する NET119 緊急通報システム（以下「NET119」という）を利用される前に、当規約を必ずお読みいただき、すべての内容に同意された場合に限り、ご利用ください。

### 1. 利用条件

- (1) 利用対象者は、聴覚・言語機能に障がいがあるなど、音声による 119 番通報が困難な方、その他の理由により音声による 119 番通報が困難になる恐れのある方で、消防組合が管轄する地域に在住、在勤又は在学している方です。
- (2) NET119 の利用には、事前に利用者登録が必要です。
- (3) 第三者が正規の利用者になりすまして、いたずら通報が行われ、正規の利用者がトラブルに巻き込まれることを回避するため、NET119 では厳格なセキュリティ対策を行っています。これに伴い、安全な通信ができない古い機種種の携帯電話等では NET119 が利用できない場合があります。
- (4) 利用に当たっては、GPS 機能を搭載し、インターネットに接続が可能な携帯電話、スマートフォン、タブレット端末などが必要となります。
- (5) 消防組合が通報を受信した場合でも、救急隊や消防隊が向かうべき場所が特定できないと対応が難しい場合がありますので、通報時は GPS 機能を ON に設定してください。  
**【重要】** 通報が必要な緊急時には、GPS 機能の設定を変更することが困難な場合があるため、常に ON にしておくことをお勧めします。
- (6) 迷惑メールフィルタリング等をご利用の場合には、ドメインからのメールを拒否しないよう設定してください。ドメイン：net119.specan.jp
- (7) 認証エラーなどが発生し、利用できない場合は、「問い合わせ先」に記載の連絡先までメールでご連絡ください。
- (8) 緊急時以外の問合せには使用できません。

### 2. 利用者登録

- (1) 複数の携帯電話、スマートフォン、タブレット端末等をご利用の場合は、1 台ごとに登録が必要になります。
- (2) 利用登録に当たっては、通報を受けた消防組合が迅速に対応するための情報として、次の情報の登録が必要になります。
  - ア 氏名（ふりがな）
  - イ 性別
  - ウ 生年月日
  - エ 住所
  - オ 電話番号
  - カ FAX 番号
  - キ 機種及びメールアドレス
  - ク 障がい内容（聴覚障がい〇級、発語障がいなど）
  - ケ 医療情報（〇〇病～〇〇病院など）
  - コ 緊急連絡先氏名（ふりがな）

- サ 緊急連絡先住所
- シ 緊急連絡先続柄
- ス 緊急連絡先電話番号
- セ 緊急連絡先メールアドレス

(3) 通報時に体調不良等の理由により詳細通報場所を消防組合に伝えることができなかった場合に、救急隊や消防隊が場所を特定して対応するために使用する情報及び設定の際に、次の情報を登録することができます。

- ア よく行く場所
- イ 勤務先又は学校
- ウ 設定及び利用開始時の取扱い説明希望（希望者のみ）

(4) 通報時に何らかの理由で消防組合から利用者に連絡が取れなくなってしまった際には、緊急連絡先に登録された方に居場所の問い合わせを行う場合があります。ご家族などの問い合わせにご対応いただける方を登録してください。

**【重要】** 緊急連絡先を登録しようとする場合は、事前に緊急連絡先として登録される方から同意を得てください。

(5) 以下の事由が発生した場合には、速やかに登録情報の変更、又は利用中止の手続きを行ってください。

- ア 転居やメールアドレスの変更等、既登録情報に変更があった場合
- イ 端末の機種変更を行った場合
- ウ 利用を中止したい場合

(6) 利用登録に当たり、必要に応じて申請者本人と確認できる書類（運転免許証、健康保険証、パスポート、障がい者手帳など）の提示を求める場合があります。

(7) 原則利用者本人による申請としますが、本人が窓口に来ることが困難な場合などは、代理人による申請が可能です。なお、代理人による申請の場合、代理人本人と確認できる書類（運転免許証、健康保険証、パスポートなど）を持参し、委任状を提出してください。

### 3. 個人情報の取り扱い

(1) 登録された個人情報につきましては、NET119 を利用した緊急通報に係る業務の範囲内で使用し、目的外の使用はしません。

(2) 消防組合の管轄外にいる際の通報が行われた場合、その場所を管轄する消防へ通報内容を連絡します。その際、登録いただいた利用者情報も含めて管轄の消防へ転送することがあります。

(3) 管轄する消防から搬送先医療機関へ登録情報を含む通報情報を提供することがあります。

(4) 消防組合が必要と判断した場合には、行政機関、警察等へ登録情報を含む通報情報を提供することがあります。

### 4. 通報時における注意点

(1) 通報を行う際には、初めに「火事」、「救急」の別を選択し、続けて現在位置を「自宅」、「外出先」又は「よく行く場所」から選択してください。

(2) 現在位置として「自宅」又は「よく行く場所」を選択した場合は、事前に登録した住所が消防組合に送られます。「外出先」を選択した場合は、GPS測位による現在地情報が消防組合に送られます。GPS測位結果が誤っている場合には、送信前に地図を操作して正

しい現在位置に修正してください。

- (3) 現在位置の入力が完了すると、通報が消防組合に接続され、消防組合との間でチャットが開始されますので、詳しい状況を入力してください。
- (4) チャットに用いる言語は日本語とし、絵文字等は使用しないでください。
- (5) チャットが途中で切断された場合には、消防組合から登録されたメールアドレス宛に呼び返しを行います。ブラウザを閉じずに待つか、メールが受信できる状態にしてください。
- (6) 通報地点が不明な場合（取得した位置情報が大きくずれている場合等）は、別の手段での通報（第三者による通報等）を案内する場合があります。
- (7) 音声による119番通報を可能な方が近くにいる場合は、NET119を使用せず音声による119番通報を依頼してください。

## 5. 利用料金

NET119は無料でご利用いただけますが、インターネットの接続に必要な通信料は利用者の負担となります。

## 6. サービスが利用できない場合

- (1) インターネットを利用しているため、通信事業者、プロバイダ事業者等の工事、メンテナンス及び混雑、通信電波状況等のやむを得ない事由により使用できない場合があります。
- (2) システムのメンテナンスを行う場合には、通報ができないことを事前に登録メールアドレスへ通知しますので、常にメールを受信できるようにしておいてください。

## 7. 遵守事項

- (1) NET119の利用において次の行為を行わないでください。該当する行為を登録者が行った場合、消防組合は登録者の承諾なしに、登録者による利用の制限又は停止、抹消の措置をとることがあります。
  - ア 悪戯・妨害等 NET 119 の目的に反する方法で NET 119 を利用する場合
  - イ NET119 のサーバー等に過大な負荷を与えること、NET 119 の全部若しくは一部を複製・加工・転記等を行うこと又は NET 119 を利用した商行為
  - ウ 公序良俗に違反する行為、他人に不利益を与える行為、犯罪に結びつく行為（そのおそれのある行為を含む。）又は法令違反若しくは違反するおそれのある行為
  - エ その他消防組合が不適切と判断する行為

## 8. その他

- (1) システムに関するお問い合わせは消防組合にご連絡ください。ただし、通報端末本体の操作、NET119以外のソフトウェアの使用方法等はご案内することができません。
- (2) 「練習通報」機能を活用することで、実際に通報が必要になった際に備えて操作に慣れておくことができます。「練習通報」では、実際の通報と同様の操作での通報体験ができます。なお、消防組合に接続されることはありませんので、ご心配なくご活用ください。
- (3) 利用する携帯電話、スマートフォン、タブレット端末等は、端末ロック等、第三者に容易に操作されないよう厳重に管理してください。
- (4) 明らかにいたずら通報と解される場合は、以後の通報の受信を拒否する場合があります。
- (5) 登録されたメールアドレスが利用可能かどうかを確認するため、定期的にメールを送信

させていただくことがあります。長期間にわたり応答がない場合には利用の停止又は登録の削除が行われることがあります。

## 9. お問い合わせ及び窓口

	深川地区消防組合深川消防署	各市町福祉担当課
深川市	指令救急課指令係 電話番号：0164-22-2814 F A X：0164-22-6216 Eメール：f119-syo@atlas.plala.or.jp	深川市役所市民福祉部健康福祉課 電話番号：0164-26-2152 F A X：0164-23-0800 Eメール：kenkofuk@city.fukagawa.lg.jp
妹背牛町	妹背牛支署 電話番号：0164-32-2026 F A X：0164-32-2030 Eメール：moseshou119@bz01.plala.or.jp	妹背牛町役場健康福祉課 電話番号：0164-32-2411 F A X：0164-32-9037 Eメール：fukushig@town.moseushi.lg.jp
秩父別町	秩父別支署 電話番号：0164-33-3850 F A X：0164-33-2181 Eメール：chippu_119@bz04.plala.or.jp	秩父別町役場住民課 電話番号：0164-33-2111 F A X：0164-33-3466 Eメール：jumin@chippubetsu.jp
北竜町	北竜支署 電話番号：0164-34-2200 F A X：0164-34-4009 Eメール：a119@town.hokuryu.hokkaido.jp	北竜町役場住民課 電話番号：0164-34-2111 F A X：0164-34-3766 Eメール：info@town.hokuryu.hokkaido.jp
沼田町	沼田支署 電話番号：0164-35-2050 F A X：0164-35-2563 Eメール：syoubou@town.numata.lg.jp	沼田町役場保健福祉課 電話番号：0164-35-2120 F A X：0164-36-2005 Eメール：hoken@town.numata.lg.jp